

平成 29 年 6 月 20 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都渋谷区恵比寿四丁目 1 番 18 号  
恵比寿ネオナート  
ジャパン・ホテル・リート投資法人  
代表者名 執行役員 増田 要  
(コード番号：8985)

資産運用会社名  
ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 古川 尚志  
問合せ先 管理本部 IR部長 花村 誠  
TEL：03-6422-0530

### 資産運用会社による投資口取得に関するお知らせ

ジャパン・ホテル・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、平成 29 年 6 月 20 日に開催された本資産運用会社の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、一般社団法人投資信託協会の定める「正会員の業務運営等に関する規則」及び「正会員の業務運営等に関する規則に関する細則」（以下、併せて「協会規則等」といいます。）に則り、本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）の取得（以下「本取得」といいます。）に関して、下記「1. 本取締役会における本取得に係る決議事項」記載の各事項を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本取得は、平成 29 年 6 月 19 日開催の本投資法人役員会において本投資法人が決議した国内における一般募集（以下「国内一般募集」といいます。）及び米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国においては 1933 年米国証券法ルール 144A に基づく適格機関投資家への販売のみとします。）における募集（国内一般募集と併せて、以下「本募集」といいます。）による新投資口の発行並びに投資口売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）に際し、本投資法人が指定する販売先として、本資産運用会社に対し、国内引受会社から国内一般募集の対象となる本投資口 112, 130 口のうち、1, 200 口が販売されることにより行われる予定です。

### 記

#### 1. 本取締役会における本取得に係る決議事項

##### (1) 取得を実施する日又は期間

本募集に係る払込期日（平成 29 年 7 月 5 日（水）から平成 29 年 7 月 7 日（金）までの間のいずれかの日。但し、下記（4）記載の発行価格等決定日の 5 営業日後の日とします。）。  
また、受渡期日は払込期日の翌営業日です。

##### (2) 取得、処分の別

取得

<ご注意>この文書は、資産運用会社による投資口取得に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。  
また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、発行法人又は売出人より入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (3) 取得を行う不動産投資信託証券の口数及び総額  
口数：1,200 口  
総額：本募集における発行価格に取得口数である1,200口を乗じた額（なお、平成29年6月1日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額は95百万円です。）
- (4) 取得の価額及び価額の決定方法  
本募集における発行価格にて取得します。  
なお、本募集における発行価格は、平成29年6月28日（水）から平成29年6月30日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）における株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定される方式により、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に本投資法人が決定します。
- (5) 取得の方法  
国内一般募集における販売先指定によります。
- (6) 取得の目的  
今回の本資産運用会社による本投資口の取得は、本投資法人の成長に対する、本資産運用会社によるコミットメントの姿勢を明確に示すことを目的としています。  
また、本資産運用会社が本取得により取得する本投資口については、上記目的に鑑み、継続保有する方針です。  
なお、下記3. 記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しにあたり、本資産運用会社はSMB C日興証券株式会社に対して、本投資口の貸付けを行う予定です。
- (7) 取得の指図等を第三者に委託する場合には、当該委託先の名称及び委託する事務の概要  
該当事項はありません。

## 2. 本取締役会における決議日

平成29年6月20日

## 3. その他

本資産運用会社が本投資口を取得した後の本投資口の取扱いについては、協会規則等及び本資産運用会社の社内規程に則った管理運用を行います。また、本資産運用会社は、本資産運用会社の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しのために、本投資口3,700口（上限）（注）をSMB C日興証券株式会社に対して貸し付けることを決定しています。

（注）本資産運用会社が既に保有している本投資口（2,500口）と本取得により取得する本投資口（1,200口）の合計です。

なお、本募集及びオーバーアロットメントによる売出しについては、平成29年6月19日付「新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ」をご参照下さい。

以上

\* 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.jhrth.co.jp/>

＜ご注意＞この文書は、資産運用会社による投資口取得に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。  
また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、発行法人又は売出人より入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。